

★ 市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在において岐阜市に住所のある個人に課税されます。その年の途中で他市町村へ転出または死亡されても（その相続人に）この市民税・県民税・森林環境税は岐阜市へ納付していただくことになります。

★ 岐阜市内に住所がなくても事務所、事業所等がある個人に均等割が課税されます。

★ 会社等にお勤めの方で、市民税・県民税・森林環境税の給与引落とし（特別徴収）を希望される場合は、お早目に勤務先の給与担当者へご相談ください。

広 告 欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取り組みです。

広告内容に関する質問につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。（広告スポンサーと岐阜市役所市民税課税業務とは直接関係ありません。）

※岐阜市使用欄の文面は、令和7年度市民税・県民税（普通徴収）納税通知書送付用封筒のものです。
文面を変更することもありますので、ご了承ください。